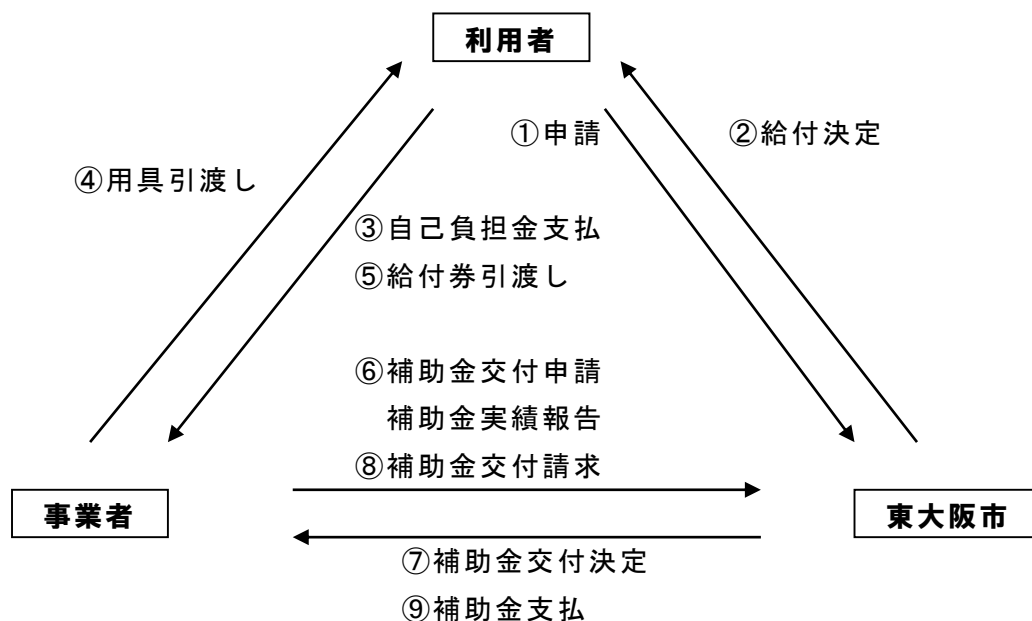


東大阪市地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業の事務の流れ (身体・知的・精神障害者、障害児対象)

障害者総合支援法にもとづく、日常生活用具給付等事業の事務の流れ、公費負担分の請求方法は以下のとおりとなります。



請求方法について

- 日常生活用具を給付した（引渡し）月の翌月10日までに下記の提出書類を障害福祉認定給付課に提出してください。

〈提出書類〉（上記の⑥⑧に係る書類を全て提出してください。）

⑥補助金交付申請書（様式第1）

- ・ 事業実績書
- ・ 日常生活用具給付券

⑧補助金交付請求書（様式第5）

- 市で審査、補助金交付決定通知

- 請求月の原則翌月28日に補助金を支払い

例）10月に用具を給付（引渡し）した場合、11月10日までに⑥、⑧、⑩を提出していただき、⑦補助金交付決定を行った上で、12月28日に⑨補助金を支払います。

注 意

当該年度内の請求及び補助金支払いとなります。例えば、令和５年度（令和５年４月～令和６年３月給付分）の請求を翌年度の令和６年度（４月１日から５月３１日までの出納整理期間を除く。）に請求された場合、補助金の支払いができません。

請求漏れにご注意ください。

- 難病患者、小児慢性特定疾患児への給付分についての請求は、請求書と給付券を併せて各福祉事務所（東、中、西）へ請求してください。
- 補助金交付申請書等の様式は、本市ホームページの障害者支援室のページからダウンロードすることができます。

東大阪市 ホームページ

トップ → 事業者の方へ → 福祉・介護保険 → 障害福祉 → 請求
(<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000003345.html>)

- 新たに日常生活用具給付等事業を行う事業者は、新規事業者の届出が必要となります。本市ホームページの障害者支援室のページからダウンロードすることができます。

東大阪市 ホームページ

トップ → 事業者の方へ → 福祉・介護保険 → 障害福祉 → 補装具・日常生活用具の事業者登録
(<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000000975.html>)

問合せ先

東大阪市 障害者支援室 障害福祉認定給付課
〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目１番１号

TEL : 06-4309-3184 FAX : 06-4309-3813

E-mail : shogainintei@city.higashiosaka.lg.jp